

令和4年度 第2回 吹田市人権施策審議会 会議録

1 日時

令和4年6月30日(木) 午後2時00分~3時40分

2 場所

吹田市立 男女共同参画センター 2階 視聴覚室

3 出席者

【審議会委員】

山本会長、北嶋副会長、榎井委員、富田委員、奥野委員、山下(裕)委員
古本委員、村田委員、田端委員、山根委員

【事務局】

服部理事(人権政策担当)
(人権政策室) 岡本室長、吉岡参事、山際主幹

4 傍聴者

なし

5 配付資料

参考資料 相談窓口利用件数一覧、相談百科

開会

【議事】(発言要旨)

◇議題1 吹田市人権施策推進計画(素案)について

○会長

前回、具体的な状況やデータがないという御指摘が委員の方々からあった。それを補足するために本日、事務局から、吹田市の相談上についての参考資料を用意していただいた。まず、その説明を事務局から願います。この資料についてはお読み取りいただいて、ご質問があれば次回に願います。また、それに関連して素案にも相談事業のことは記載があるので、そのことについては、私からも次回、意見を述べさせていただきます。

○会長

今日は、委員の皆さんにそれぞれ意見を出して頂きたいと思います。

私が引き取って、次回までに事務局とまとめる。なお、前回すでに古本委員からご意見をいただいているが、本日は時間の関係で私からのコメントは次回にさせていただきます。

○A委員

学生たちから聞く話では、学生は部落差別のことは知らないが、授業の展開のなかで、自分たちの親に聞く、すると祖父や祖母は、部落出身の人たちとお付き合いは絶対許さん、けがれるという。そこで学生たちは現実を知って疑問に思っただけで行動して解決したいと思うようになる。

○B委員

- ・「子供の人権」という表記、「子どもの人権」と変更できないか。
- ・基本理念を「すべての人の人権が尊重される社会の実現」としてはどうか。
- ・「人権教育とは人権尊重の精神が自然と身につくことを目的とする・・・」（15頁）とあるが、自然に身につくというよりも「ひとりでに身につく」という風に読めるので、もっといい言葉がないのかなと思う。
- ・「児童生徒の心を育てる教育課程の編成および推進が必要です」とあるが、「心」という言葉はあいまいなので、明確に「権利意識」としてはどうか。
- ・「教職員学校管理者の資質能力」（16頁）という言葉があるが、これもあいまいな気がする。何がしたいのかがよくわからない。子供の人権をいう場合は、子どもの権利条約の理念と精神に基づいて文章化する必要があると思う。そこで、ここは、「教職員と学校管理者が子どもの権利条約についての認識と理解を深め、子どもの最善の利益の実現に努めることができるように子どもの権利を確保する学習及び研修などの機会を設けます」としてはどうか。
- ・「市民一人ひとりが人間性豊かな生活を営むために・・・」とあるが、「人間性豊かな」という言葉がすごく情緒的でわかりにくい。そしてその文章が少し上から目線のようなので、そこは基本理念を引用して「市民一人ひとりが個人としての存在や自由を確保し、社会において、幸福な生活を営むために、現在の課題のうち、多様な学習機会を検討します。」としてはどうか。
- ・「現状と課題」のところで、これも「主体的に行動する力を見つけるため」というのが上から目線に感じる。だから、「市民を交えて一緒にともに学ぶ、互いに理解するための交流」という表現がいいのではないか。
- ・8の子供の人権と現状と課題のところだが、「子供は親や大人から保護と扶養を受ける立場にあると同時に、自分の意見や気持ちを表明して参加する主体です」という風に言い換えてはどうか。
- ・9の24頁の1行目のところ、子どもの権利条約では、子供の最善の利益を実現するためには、子供の声を聞くこと、子供の意見表明権の尊重が求められるので、すべての大人が子供の意見に耳を傾け察知しなければならないという条約の規定を明確に書いてはどうか。同じページの7行目についても同じことがいえる。
- ・自殺の問題を入れる必要があると思う。

○会長

自殺とするのか、自死とするのかは検討する必要がある。

○C委員

・ 昨年の夏、子供たちに自然体験のキャンプをさせるグループを作って、野外活動センターでキャンプをさせた。ところが、その夜に大脱走をする子供がいた。すぐ見つけて色々話をするのだが、子供たちとの会話が成り立ちにくい。子供は脱走の原因をいうのだが、聞いている方には理解しづらい。友人関係を作ることのできない子供が増えてきていると感じる。人間関係がつかれない子供が増えてしまっている。集団の中で遊び、対応する力を身につけてきたが、そういった機会がなくなっている。クラスになじめない子が増えている。「人間関係力」がなくなっていると思う。これを行政全体で考える必要がある。

○会長

2000年ごろから子供のあり方が変わってきているといわれている。21世紀になって、子供が他の人間や社会に対して関心をもったり、かかわっていったりする力が弱くなってきているという議論がある。教育社会学者の門脇厚司氏がそれを「子供の社会力」という言葉で表現していたが、そのような力が変化しているということだろう。昔は他人のことを心配して関わっていく「世話焼き」と呼ばれる人がいたのだが。今は、社会の中で自分の役割を持つのは難しいのかもしれない。

○D委員

- ・ 障がい者差別解消法ができて以降、相談の窓口はできていないのか。また、相談を受けるとしてそこから見える実態はどうか。
- ・ 平成29年度人権についての市民意識調査の結果から見えてくる課題について文言を入れてはどうか。部落差別や高齢者の問題については、課題となる結果が出ていると思う。例えば高齢者は日常生活を制限されてもやむを得ないと思う人は多い。
- ・ 案10ページ4行目「すべての人が持っている」は「すべての人が生まれながらに持っている」でどうだろうか。
- ・ 案16ページ 主な施策に福祉を担う者の人権意識の徹底について追加してはどうか。
- ・ ③生涯を通じた豊かな学びの提供について、公民館講座で人権のテーマは取り上げられているのか。その数や実態はどうか、また、人権啓発事業の推進にはホームページの充実や地域と企業との連携を方向付けがあればいい。
- ・ 案25ページ 児童虐待防止対策の充実のところだが、悩んでいる親のフォローが必要との表現があるといい。
- ・ 案27ページ 認知症のことが明確にでてきていないので認知症に対する理解のための施策が必要ではないか。29年の調査でも「認知症になったら、制限されても仕方がないという認識の方が結構おられるようなので、認知症の理解の推進について強調する必要がある

のではないか。

- ・案30ページ（7行目以降）主な施策のところだが、グループホームの推進が必要なのではないか。①のバリアフリーの実現及びユニバーサルデザイン浸透に向けた取組については現状分析をしてほしい。
- ・吹田市障害者差別解消支援地域協議会というのは、現実にどんな活動をやっているのか。

○事務局

障害者団体、障がい福祉室が中心でやっている。人権政策室も入って合理的配慮について、講師を読んでレクチャーを受けるということで、去年は一度だけ勉強会を行った。

○D委員

そういう合理的配慮がそれぞれの施設などでちゃんとできているかどうかという、そういう相談があるのかないのかというところが気になる。やはりデータがあった方がいい。

- ・案37ページ（3）LGBTについて時代に合わせた表現に変えたらいい。
- ・（4）その他の人権問題に生活保護者に対する人権について一言あってもいい。自己責任などいろいろ言われて、肩身の狭い思いをしている方が多かったと思う。

○会長

現状分析等は事務局とも相談していく。

○E委員

・施策6 1～4段落は、外国人は文化とか習慣とか価値観とか、いろいろ違いがあり、その違いを理解して尊重すれば仲良くできるんだというようなことが繰り返されている。文化等狭い意味の言葉の問題というような解釈をするのは、人権という観点から見てどうなのか。3段落目について 技能実習生などの業務で在留している外国人は増加傾向にあると書いてあるが、労働者として働いている外国人の権利が十分保障されていない。

・コロナになったら外国人が真っ先に首を切られている。外国人が社会的にどういうふうな、どういったところに置かれているのかという視点が大事だと思うが、何も書いていない。ヘイトスピーチについて書いてあるが、SNSを開いたら外国人の対するものすごい攻撃があって、それを見るだけで子供たちは傷ついたりしている。民族が違う人たちを差別してきたという歴史の上でこういうことが起きている。

- ・外国人の子はほぼヤングケアラーだし、2019年にはじめて日本が外国人の未就学調査を実施したが、全国で2万人という数字が出てきている。文部科学省は2020年7月に「外国人の子供就学および就学状況の把握に関する指針」を出して、自治体が把握しなさいよ、とっている。吹田市でもそういう子供たちが多い。

やさしい日本語を使えばいいということではなくて、それではアイデンティティの問題は解決しない。

権利として言語や文化を認めるためにどんなことができるのかということが書いていない。

・ワンストップセンターをつくるにあたって人権の視点を入れるんだということを書いていただきたい。通訳とか翻訳とかも外国人の権利にはなっていない。もう少し人権という視点を持った施策を進めるにはどんなことをしないといけないのかを再考してほしい。

・案35ページで「外国籍ではないが、外国にルーツをもつ市民や子供たちが自らのアイデンティティを尊重できる社会の実現も課題といえます」とあるが、外国籍ではない人、日本育ち日本語しかできない子供たちも含めて、外国人の人権に関しては薄っぺらな感じがする。

・外国人の人権について、課題があるのはわかっているが、把握できていない、エビデンスがないということについても考えてほしい。

○会長

・日本に外国人の人権を規定した法律がないのが、自治体の施策にも現れているのではないかな。

・在日韓国人、朝鮮人について書き込んだほうがいい。吹田市には在日韓国・朝鮮人の居住の歴史的経過があるわけだから、それを踏まえた書き方がいるのではないかな。

・市職員に外国籍はいるのかといったところも反映させていくほうがいいと思う。

○F委員

・障がいとはどのような人を指すのか。障がいのあり様が明確だと、対策も明確になるのではないかな。

・企業の立場からすると、特に知的障がい者や精神障がい者の受け入れについては、適切な職場を選ぶ努力はするが、なかなか難しい。企業だけでは苦しい活動になる。非常に悩んでいる。施策4は学校の内容のみになっているので、企業の内容というか企業対策の部分に触れることが必要ではないかな。

○会長

施策4のところに文言として入れることは重要な指摘である。

○C委員

・在日韓国・朝鮮人の集住地区の人たちは、居住範囲は少し広がっているが、ほとんど近くに住んでいる。住む地域での心の安らぎがあるのではないかな。けれども外国人に対する行政の施策が非常に少ない。これは避けて通れない問題だ。

・ウクライナからの子は大事にされているのに、今までのビルマやフィリピンなど他国からの人へのフォローがない。やはり日本での外国人の人権への感覚は薄い。

○会長

外国人問題への施策のところ、学校教育への取り組みについても書き込む必要があるのではないかと。

○副会長

・案11ページ(2)人権擁護と救済のための施策のところ。「各種相談窓口を設置します」とあるが、①について、相談の中には複数の問題が絡んでいることもあるので、この連携についてはこの審議会ですら議論ができないのかと思う。相談員の研修の仕方など、どう具体的に連携するのか、具体的に踏み込んだほうが良い。また、相談窓口を知ってもらう方法の言及があっても良い。

・案16ページ①について、次代を担う教職員の育成についてとあるが、教職員の育成だけでなく、市職員全体の育成を入れるべき。(2)人権啓発の推進については、主な施策1つだけでは寂しい。SNSなどの発信の仕方もふくめて具体的な部分があってもいいのではないかと。

・案20ページ女性の人権について、Wリボンが全く書かれていない。基本のマストのところを書くべきだ。次に、男女共同参画の苦情等処理委員もしているが、ほとんど案件が上がってこない。相談窓口がきちんと処理されているのか気になる。

・子供の人権について、子供の相談窓口については、幼い子にとってイメージがつかないようなので、主な施策について、子供の相談窓口への周知を追加してはどうか。

・案32ページ～33ページの同和問題について、主な施策の③関係機関等との連携強化に「厳正に対応」とあるが、もう少し具体化して書いてもいいのではないかと。

・案36ページについて、インターネットによる人権侵害のところ、今年の6月16日に行われた侮辱罪の法改正に触れるべきではないかと。

○会長

相談業務については、いずれまとめて提案したいと思っている。全庁的横断的な相談体制がどうつくれるのか、たらい回しにならないような相談がどうできるのかなど、たくさんの課題がある。

○H委員

・子供の人権について、自殺の件数も多い。人権擁護委員として、子供のいじめを中心とした人権教室をやっている。クラスごとになると、それぞれの子供たちの様子が見えて、いじめについての話を子供たちと身近にできた。

・人権の話をするとき、様々なことが実際的にどういうところで起こっているのか、どのぐらいのケースが起こっているのかがはっきりわかるといい。大阪法務局での電話相談・SOSミニレター・LINE相談をやっているが、悩みを打ってくる子供もいる。そこで、このような窓口がある、人権教室もある相談もどんどんできるよ、ということも載せてほしい。

○会長

- ・現場からの意見はこれからも必要に応じてお聴きしたい。
- ・D委員の発言のなかに、平成29年度の意識調査との関連づける必要性についてのご指摘があったが、前の基本指針の作成の時に、意識調査についてのコメントを補論として付けた記憶がある。D委員の指摘については検討してみてもいい。

○D委員

調査のなかで、「部落は過去にはあったが今は存在しないと思う」という人が、37パーセント、「住まいを選ぶときに同和地区であるかどうかを確認する」という人が55パーセントある。これらは非常に大きな意識の問題なので、ピックアップして反映していただきたい。

○会長

次に女性の問題のところで、介護負担が女性に偏っている、というところは書かれていないので、確認してなんらかの記載があってもいいと思う。コロナの問題のなかでDVが増えているなどのことが書いてあるが、コロナの問題のなかで起きていることを確認する必要がある。ネットの問題については、大阪府が条例を作ってやろうとしている経緯がある。今年の吹田市の「憲法と市民のつどい」でもネット誹謗・中傷についての講演があり、講師から結局すべての差別問題に関わることであるという指摘があり、それを止めるためには裁判所による仮処分が必要だというお話だった。これらについても何らかの形で踏まえられたらいいと思っている。

○副会長

- ・施策7について 今日配布いただいた資料の「相談窓口一覧」16頁を見ると自立相談支援事業の相談件数が令和元年と2年とでは倍増している。施策7に「格差」とか「貧困」とかいう項目を増やすことを検討してもいいのではないかな。

○B委員

- ・子供、障がい者、女性の問題などで、もっと困難な事例やエピソードが聞けたらいい。もし、その苦情処理のところに上がってこないのなら、なぜ上がってこないのか、そこがうまく機能するような方針が示せると、実施機関の人たちが計画を立てたり、取り組めたりできるのではないかなと思う。

○会長

自治体が困っている所を出してもらおうとみんなで考えなければならない課題だということになるのではないかな。相談窓口については、もし、相談にだれも来ないということであれば、それは窓口や相談のあり方に課題があるのではないかな。その相談のあと、それをどう施策に反映されるのかが、最終的な着地点になる。他市の審議会でもこの問題を同じように議論

しているが、参考になるので、その市の資料などは次回紹介したいと思う。要点は、施策にフィードバック、連携する。何の相談なのかをしっかりとつかむ、相談員のノウハウを高める、という点である。相談業務については、次回にもう一度私から提案する。

○D委員

配布資料の17ページ、経年変化をみても人権相談があまりにも少ないと感じる。

○会長

今日の委員の意見については、会長と事務局で相談し、次回、整理して出したい。前回、A委員から提案のあった部落差別の歴史についても情報提供していきたい。

○副会長

資料を事前配布可能であればありがたい。

○I委員

人権ケースワーク相談は何件なのか。

○事務局

人権総合相談事業は令和2年度341件となっており、人権ケースワーク相談は72件、令和3年度においては、人権総合相談事業は349件、人権ケースワーク相談は88件である。

議題2 その他

○事務局

令和4年度 第3回人権施策審議会は8月30日（火）13時半から15時半に吹田市役所本庁高層棟 4階 特別会議室にて行う。

○事務局

人権擁護委員の方々に当たっていただいている人権相談の件数は8件あった。それ以外にも公表はしていないが市民の方が相談をはじめめるケースがあり、職員の同席するなかで解決するというケースもある。それは件数として上げていないけれど、年間10件ぐらいの目安である。人権相談は法務局と連携してやっている部分と、きしべ人権協会も行っている。地域の方の生活相談ということで、何でもよろず相談のような形でやっているのを人権に特化してケースワーク相談としてやっている。

○会長

ありがとうございました。それでは今日の会議はこれで散会にしたいと思います。

以上